

令和3年7月21日
監査委員決定

令和3年財政援助団体等監査実施計画

地方自治法第（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和3年監査基本計画に基づき、令和3年財政援助団体等監査を以下のとおり実施する。

1 監査の目的

補助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているかについて検証するとともに、必要に応じて団体を所管する局の指導状況についても監査する。

2 監査期間

令和3年10月18日（月）から令和4年1月27日（木）まで

3 監査の対象

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本武道館

4 監査対象範囲

原則として、平成30年度、令和元年度及び令和2年度の事業を対象とする。

5 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和4年2月に行う。